

市民意見公募手続の実施結果

事案番号 12216

所管課名 生活衛生課

実施事業名 松山市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)

意見提出期間 R5.1.27 ~ R5.2.27 32 日間

●意見の提出の有無 ■ 有 □ 無

●意見の提出件数	個人: 14,114 件 1,534 人	【件数内訳】 持参: 9,832	郵送: 3,731	Fax: 18	電子メール: 533	その他: 0
	団体: 42 件 3 人	【件数内訳】 持参: 4	郵送: 0	Fax: 0	電子メール: 38	その他: 0
	合計: 14,156 件 1,537 人	【件数内訳】 持参: 9,836	郵送: 3,731	Fax: 18	電子メール: 571	その他: 0

●意見の反映件数 5,656 件 / 14,156 件

★提出のあった意見の概要及びそれに対する市の考え方等

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
1	<p>◆類似意見の集約 ■ 有 □ 無 ※ 集約意見数 (1,650) 件</p> <p>目的等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の宗教的感情に適合すること。 ・墓地等設置許可は市民の宗教的感情に適合すること。 ・墓地等を経営する者及び経営しようとする者は、墓地等の経営に係る永続性及び非営利性を確保するとともに、市民の宗教的感情に適合し、周辺の生活環境との調和に十分配慮しなければならない。 ・公益性が損なわれないこと。 ・宗教法人が主たる目的に沿い、正常な活動を行っていること。 ・墓地納骨堂の経営は、市民の宗教的感情に適合し、公共の福祉の見地から支障なく行われるものであることと明記する。 	<p>◆政策等の案への反映結果 ■ 反映 □ 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「墓地、埋葬等に関する法律」の第1条の(法律の目的)において、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」と規定されています。 ・法律において目的は明記されていますが、現在の条例案は、条例の趣旨に加えて、条例の目的も明確にするため、目的を規定しています。 ・今回、頂いた意見を検討した結果、目的に「市民の宗教的感情に適合」を追加する予定です。 	<p>◆修正内容 ※ 意見反映件数 (1,503) 件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的に市民の宗教的感情への適合を規定します。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
2	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (624) 件</p> <p>墓地等の経営者の所在地等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂建設は松山市内の既存寺院以外の宗教法人には許可しない。 ・火葬場は市民の宗教的感情を斟酌して地方公共団体が経営すべきである。 ・墓地、納骨堂経営は、非営利性、永続性が求められることから地方公共団体が原則である。それにより難しい場合、それに替って宗教法人が行うのであり、経理的基礎が十分であることが必要である。墓地等経営部門が不振に陥っても本来宗教活動収入によって賄って行ける体力が必要となる。 ・既存寺院が檀家数の2倍以下の納骨堂を境内に建てる場合は、条例要項を適用しない。 ・行政外から進出しての墓地・納骨堂建設は認めない。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の条例案では、本市内に従たる事務所を有する宗教法人は、経営実態や活動実績の把握が困難であり、審査を行う上で苦慮する場合があるため、認めない方針です。したがって、宗教法人は、本市内に主たる事務所がない場合は、墓地等の経営は許可しません。 ・墓地等の経営の許可に限らず、許認可制度は申請する資格のある者にとって、公平でなければなりません。また、墓地等の経営の永続性及び非営利性の確保の観点からも、当該宗教法人の歴史の長さではなく、現在及び今後の墓地等の必要性や財務状況、資金計画などが適切に管理・計画されているかを十分審査するべきと考えています。したがって、資格のある全ての宗教法人にとって、公平な手続を規定します。 	<p>◆修正内容 ※ 意見反映件数 (0) 件</p>
3	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (1,337) 件</p> <p>墓地等の経営者の年数等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事務所を5年以上有し、かつ申請時まで5年以上の活動実績のあるものとする。 ・墓地等の経営主体・宗教法人は、市内に主たる事務所を5年以上有し、かつ申請時まで5年以上の活動実績のあるものとする。 ・松山市内で宗教活動実績が3年以上なければ申請できない事とする。 ・宗教法人法の規定により登記された主たる事務所又は従たる事務所を市内に3年以上有し、宗教活動を継続して行っているもの。 ・より地域に根差した宗教法人とするため、一定期間市内で宗教活動の実績のある者とした。 ・より地域に根差した宗教法人とするため規則で5年間継続して市内に有し活動を行っているものと規定すべき。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の条例案の「宗教法人は主たる事務所を市内に3年以上有するもの」の規定は、文化庁が示す「宗教法人の設立手続」に、過去3年間程度の活動実績が必要とされているため、この年数を準用しています。 ・加えて、令和4年3月2日付けで市議会に提出された請願にて、24の寺院から「宗教法人であって、主たる事務所が市内に実態を有し、かつ市内において布教活動が一定期間(3年)以上継続しているもの」との意見も参考にしています。 ・今回、頂いた意見を検討した結果、「宗教法人は主たる事務所を市内に3年以上有するもの」に「3年以上宗教活動を行っていること」を追加するとともに、事前協議書に「直近3年間の当該宗教法人の規則の目的を達するために行った活動の内容を明らかにした書類」の添付を義務付けます。 	<p>◆修正内容 ※ 意見反映件数 (412) 件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人が墓地等の経営の許可を受ける場合は、主たる事務所を市内に3年以上有するとともに、3年以上宗教活動を行っていることを条件とします。 ・また、事前協議書に、直近3年間の当該宗教法人の規則の目的を達するために行った活動の内容を明らかにした書類の添付を義務付けます。
4	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ 集約意見数 (2,476) 件</p> <p>墓地等の設置場所の基準等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地・納骨堂は、宗教法人法による主たる事務所所在地の境内地又は墓地区域墓地は200メートル、火葬場は400メートル以上離れた場所とすること。 ・墓地・納骨堂は、人家、学校、病院、国道、主要県道・河川等より墓地でも、焼骨でも200メートル以上離れた場所とする距離規定を定めること。但し、既存寺院の境内地は除く。 ・納骨堂建設場所は市内の宗教法人の主たる事務所の所在地その隣接地・境内地以外は許可しないこと。 ・墓地 人家等から200m以上離れていること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、公共の福祉の見地から支障なく行われることが認められる場合は、この限りでない。 ・宗教法人が経営する納骨堂は、宗教法人法第3条に規定する登記した主たる事務所が存在する境内地又は墓地の区域内であること。 ・設置場所の基準で自己所有地であることを規定しているが、敷地の定義を独立して条文化すべき。 ・市民の宗教的感情を配慮して、一定の距離があること、例外的に市民の宗教的感情に適合している場合はその限りでないこと。 ・焼骨であっても一定の距離を取るようお願いしたい。 ・住宅街に縁もゆかりもない納骨堂ができるのはおかしい。 ・(墓地等の設置場所の基準)土葬を前提とするのは時代としておかしいのではないか。火葬を前提にすべきでは。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の条例案では、宗教法人が経営する納骨堂の設置場所を近年の社会状況等を考慮し、本市の方針として、宗教法人法第3条に規定する境内地又は墓地の区域に限定しています。ただし、同法第3条の規定は、参道なども含めて広く境内地が定義されているため、今回、頂いた意見を検討した結果、主に本殿や社務所などの建物等がある土地を示す同法第3条第2号に規定する境内地又は墓地の区域内に修正します。 ・焼骨のみを埋蔵する墓地は、飲料水等への汚染など公衆衛生上の問題がなく、距離を制限する根拠がありません。そのような中で、焼骨のみを埋蔵する墓地に距離制限を設けると、既存の市内にある寺院等の多くが、現在地の近隣では新たに墓地の区域を拡張することができなくなり、宗教法人の適正な宗教活動を著しく規制することになると考えます。加えて、山間部等に墓地の区域が限定されると、お墓参りなどに行かれる市民にとっては、墓地までの公共交通機関がないことや急傾斜を歩く必要があることなどの影響も考えられます。したがって、焼骨のみを埋蔵する墓地に距離制限を適用することは考えていません。 ・ただし、墓地の設置場所の基準では、火葬を前提にすべきではないかとの意見もあることから、条文を火葬を前提とした表現に修正します。 ・墓地等の経営の許可に限らず、許認可制度は申請する資格のある者にとって、公平でなければなりません。また、墓地等の経営の永続性及び非営利性の確保の観点からも、当該宗教法人の歴史の長さではなく、現在及び今後の墓地等の必要性や財務状況、資金計画などが適切に管理・計画されているかを十分審査するべきと考えています。したがって、資格のある全ての宗教法人にとって、公平な手続を規定します。 	<p>◆修正内容 ※ 意見反映件数 (670) 件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂の設置場所の基準は、宗教法人法第3条第2号に規定する境内地又は墓地の区域内と規定します。 ・墓地の設置場所の基準の条文を、火葬を前提とした表現に修正します。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
5	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 (639) 件</p> <p>ただし書等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例中の市長の許可権限での特例措置が執行できるという項目を除外すること。 ・市長許可権限での特例措置が執行できる項目を除外する。 ・(墓地等の経営者)市長が認める時とは具体的に何なのか。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、頂いた意見を検討した結果、墓地等の経営者の条文にある「ただし、特別な理由があり、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない」と市長が認めるときは、この限りでない。」を削除します。 ・また、同様に墓地等の設置場所の基準の条文から「ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」を削除し、災害時に墓地を緊急に設置する必要がある場合に限り、市長の許可権限の特例事項を規定します。 ・構造設備の基準等の特例事項は、「番号6 墓地等の構造設備の基準等について」に記載しているとおりです。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数 (638) 件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の経営者の条文から「ただし、特別な理由があり、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない」と市長が認めるときは、この限りでない。」を削除します。 ・墓地等の設置場所の基準の条文から、「ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」を削除し、災害時に墓地を緊急に設置する必要がある場合に限り市長の許可権限の特例事項を規定します。
6	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 (3) 件</p> <p>墓地等の構造設備の基準等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(墓地の構造設備の基準)ゴミは持ち帰りが原則であり義務付けは矛盾しているのではないかと。設置義務にすると維持費が更にかかり墓地購入者の負担増となる。便所の設置の義務付けは撤去措置のようなケースになる可能性がある。 ・(墓地の構造設備の基準)隣接地が高所地等(平面ではない)場合は、内部が見えないようにすることは困難だがその場合はどうするのか。 ・(納骨堂の構造設備の基準)トイレ・駐車場・水汲み場の内容をもっと具体的に。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界への障壁や生垣の設置は、国の「墓地経営・管理の指針等について」にて、墓地等の周辺的生活環境との調和に配慮することに加え、許可なく墓地が広がることのないよう境界を明確にする必要があることなどを踏まえ、規定しています。 ・また、事務所や駐車場は、近年の社会状況を鑑み、使用者への対応や墓地等の管理に必要な施設として規定しています。 ・ただし、墓地等の構造設備は、その土地の形状や設置されている場所、管理・運営の方法などにより、様々なケースが想定されるため、事前協議及び申請時の当該宗教法人との個別協議によって、必要のない設備や物理的に不可能な設備は不要とする予定です。 ・そのため、墓地等の構造設備の基準等については、「ただし、市長が土地の状況その他特別な事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。」のただし書を残します。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数 (0) 件</p>
7	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 (184) 件</p> <p>説明会の開催等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の寺院が檀家数にあった納骨堂を建てる場合、新規参入で事業型を建てるのは異なり、寺院は住民説明会等の実施を免除することを条例に明示すること。 ・近隣住民説明会には、市職員2名が出席し、墓地等の必要性を説明すること。 ・既存のお寺さんが檀家数にあった納骨堂を建てる場合、新規参入して事業型を建てるのは分けて、住民説明会等、考慮して審査する事とする。 ・長年、真摯に宗教法人として勤めを果たしてきた信用のある寺院が、その境内に寺院規模に応じた大きさの納骨堂を建設あるいは増設する、また境内地の軽微な拡張や縮小を行う場合については、逆に不必要や説明会を省略できる等の記載も必要と考えます。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の経営の許可に限らず、許認可制度は申請する資格のある者にとって、公平でなければなりません。また、墓地等の経営の永続性及び非営利性の確保の観点からも、当該宗教法人の歴史の長さではなく、現在及び今後の墓地等の必要性や財務状況、資金計画などが適切に管理・計画されているかを十分審査するべきと考えています。したがって、資格のある全ての宗教法人にとって、公平な手続を規定します。 ・現在の条例案でも、近年の社会状況等を考慮し、説明会の開催だけでなく、戸別訪問やポスティングによる説明も認めることとしています(ただし、近隣住民等から説明会の開催を求められたときは、開催を義務付けます。) ・説明会は、墓地等の経営の許可等を申請する者が、必要性などを近隣住民等に責任を持って行うものです。その説明会の結果は、速やかに市に報告するように規定しています。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数 (0) 件</p>

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
8	<p>◆類似意見の集約 ■有 □無 ※集約意見数（1,323）件</p> <p>経営の許可の事前協議及び申請等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂の規模は申請宗教法人の檀家・信徒数を超えてはならない。 ・宗教活動の規模に比して、墓地又は納骨堂の経営規模が過大なものとならないこと。 ・過去からの宗教活動等によって留保した資金で購入したもの(借入金で取得し名義のみ自己所有しているものは不可)。 ・近隣住民説明会や戸別訪問時に墓地納骨堂建設の同意書を徴求すること。 ・経理的基礎を有しているかどうか審査するため、過去5年間の財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書の提出を求める規則を作ること。 ・宗教活動によって過去から累積した資産で取得したものとす。借入金で取得したものは不可である。 ・宗教活動に見合った規模とすべきであり、そこに檀家信者のみを対象とする理由があるのである。 ・文化庁の宗教法人運営のガイドラインでは、宗教活動に比して規模過大なものは認められないと記している。宗教活動に見合った規模とすべきことを明記すべき。 ・申請者の添付書類として、隣接地所有者全員の承諾書と一定の距離の内に住んでいる人の全員の同意書を添付すること。 ・昨年秋に破綻した札幌市の納骨堂のような例を防ぐ為、経営破綻しても自力で後始末する誓約書を書かせ、連帯保証人を付けて、市に提出してもらう。 ・(事前協議)事業型と一般墓地で同じ手続きなのはおかしいのではないかと。 	<p>◆政策等の案への反映結果 ■反映 □反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、頂いた意見を検討した結果、「宗教法人は主たる事務所を市内に3年以上有するもの」に「3年以上宗教活動を行っていること」を追加するとともに、事前協議書に直近3年間の当該宗教法人の規則の目的を達するために行った活動の内容を明らかにした書類の添付を義務付けます。 ・また、宗教法人の規模に応じた墓地等の経営は、永続性の確保のために重要であることから、申請する宗教法人が適正に管理できる規模でなければならないこととします。 ・周辺住民の同意や承諾を経営許可の必須条件とすることは、これまでの判例を参考とするとともに、宗教法人への過度な負担となることから考えていません。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数（283）件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人が申請する際は、当該宗教法人が適正に管理できる規模でなければならないことを規定します。
9	<p>◆類似意見の集約 ■有 □無 ※集約意見数（1,801）件</p> <p>経営の許可等の基準等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の永続的な経営が可能であるか、名義貸しが行われていないか、厳格に審査すること。 ・墓地等納骨は永続性が求められているため十分な経理的基礎(資金力)が、あるかどうか財務内容の審査を厳しくすること。札幌の事例でも資金不足で破綻しているのこのことを反映すること。 ・墓地等納骨は永続性・公共性が求められているため十分な経理的基礎がなければならぬし、資金力が必要である。札幌の事例でも資金不足で破綻している。また単立宗教法人が過大な事業型納骨堂を設置したことで、経営の破綻事例がある。条例では財務内容の審査基準を厳しくチェックすること。 ・墓地等納骨は永続性が求められているため十分な経理的基礎があるかどうか、財務内容の審査を厳しくすること。 ・名義貸しを行って許可申請をしていないか、厳密な審査をすること。 ・専門家による公正な第三者機関を設置し審査していただく必要がある。 ・第三者委員会を設置し、その意見を許可する場合の参考とすること。 ・墓地等経営許可後においては、計画どおり行っているか業務の実施状況の確認のため公認会計士の監査を義務付けること。 	<p>◆政策等の案への反映結果 ■反映 □反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書が提出された際は、事前協議書の添付書類に加えて、資金計画書、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは承認書の写し、経営計画の収支見込書、申請時までの墓地等使用契約約款その他これに相当するものなどを詳細に確認し、必要な場合は追加で書類の提出を求めるなど、厳正に審査します。 ・弁護士や公認会計士など専門家による第三者委員会などでの審査を義務付けた場合は、軽微な申請も全て含まれることとなり、許可までに宗教法人に多大な時間や労力を掛けることとなります。これでは、宗教法人の適正な宗教活動及びその利用者に大きな影響を及ぼすと考えています。 ・そのため、第三者委員会などを設置し、全ての案件に同委員会などでの審査を義務付けるのではなく、専門家の意見が必要と考えられる案件の場合に、弁護士・公認会計士・不動産鑑定士などの学識経験者に相談し、適切かつ慎重な審査を行います。 ・今回、頂いた意見を検討した結果、申請等の内容が適切であると認めたとときでなければ、経営の許可等をしてはならないことを加えます。 ・また、必要に応じて経営の安定及び適正な管理を確保する実質的能力の有無を判断するため、弁護士、公認会計士等の専門的知識を有する者の意見を聴くことができることを追加します。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数（1,490）件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等の内容が適切であると認めたとときでなければ、経営の許可等をしてはならないことを規定します。 ・必要に応じて経営の安定及び適正な管理を確保する実質的能力の有無を判断するため、弁護士、公認会計士等の専門的知識を有する者の意見を聴くことができることを規定します。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
10	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数（2,536）件</p> <p>事業型墓地等のあり方や名義貸しの禁止等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の都市では、単立宗教法人が過大な事業型納骨堂を設置したことで、経営の破綻事例があるので事業型納骨堂を認めないこと。 ・事業型納骨堂は許可しない。 ・名義貸しを行って許可を受け、それが判明し許可を取り消される事例があるので条例で名義貸しを認めないこと。 ・事業型納骨堂を認めないこと。 ・名義貸しを条例で認めないこと。 ・単立宗教法人の事業型納骨堂を認めないこと。 ・宗教法人が主体的に行う事業であること。 ・信者のみを対象とした墓地若しくは納骨堂であること又は地方公共団体の墓地若しくは納骨堂の代替えとして位置づけられていること。 ・公益事業としての納骨堂経営(事業型納骨堂)は、条例又は規則で許可しないことを明記すべきである。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人が、宗旨宗派を問わない事業型墓地等の経営を行うことは、公益事業となります。宗教法人法で「宗教法人は、公益事業を行うことができる」と規定されているため、条例により禁止することはできません。 ・ただし、事業型墓地等の申請等があった場合は、申請の理由を記載した書類、直近3年間の当該宗教法人の規則の目的を達するために行った活動の内容を明らかにした書類、資金計画書、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは承認書の写し、経営計画の収支見込書、申請時までの直近3年間の財務状況が確認できる書類、墓地等使用契約約款その他これに相当するものなどを詳細に確認し、必要な場合は追加で書類の提出を求めるなど厳正に審査します。 ・国の通知により、名義貸しが行われていないこととされているため、名義貸しは禁止ですが、今回、頂いた意見を検討した結果、墓地等の経営者は、自己の名義を持って経営を行い、他人に経営を行わせてはならないことを追加します。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数（660）件</p> <p>反映した主な意見は、左記「意見の概要」の下線の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の経営者は、自己の名義を持って経営を行い、他人に経営を行わせてはならないことを規定します。
11	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数（1,245）件</p> <p>経過措置等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定された時点で建築されていない過去申請物件についても、新条例の適用とし再申請する条例内容にすること。 ・条例が制定された時点で建築されていない申請物件は、新条例のもとに再申請を必須とすること。 ・事前協議が終わっていても、正式な申請が出された段階で条例を適用すべき。 ・事前協議終了後、1年以内に本申請しないものは無効とする。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の事前協議済書の交付から申請に至るまでの期間の実績が、最長で5か月強であったこと、法の不遡及の原則があること、一定の周知期間が必要であると考えていることから、条例の公布から施行まで半年程度の期間を設ける予定です。 ・条例の施行までに交付された事前協議済書に基づき申請する場合は、条例の施行の日より前に行う必要があります。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数（0）件</p>
12	<p>◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数（338）件</p> <p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の条例を調査研究し、規範となる条例を定めること。 ・松山市内の納骨堂供給数を調査する。実数を調べていないのは保健所の怠慢。 ・真面目にやっている市内寺院への負担軽減の視点が必要で、他市の条例を見習うべき。 ・新興宗教や、不祥事を起こした宗教法人は不可とする。 ・破綻した場合、市民が迷惑をこうむらないように条例案で考えるべき。 	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内には様々な宗教・宗派などの多様な墓地等があり、それぞれの需要や供給量を把握することは困難です。審査の際には、将来の需要を推計した根拠資料や墓地等を希望している信者数などを提出していただき、申請された墓地等の必要性について確認しています。 	<p>◆修正内容 ※意見反映件数（0）件</p>